

介護保険を活用してできる!

はじめての住宅改修のご案内

住宅改修制度について

要介護(要支援)認定を受けられた方が、ご自宅で安全に自立した生活を送られるために、**身体状況に応じた“住宅改修にかかった費用”の一部**について助成を受けられる制度です。

介護保険を活用した場合
住宅改修費の**支給**

最高 20万円



支給のポイント

その1

要介護度に関係なく、原則として1度だけ20万円を上限とした**対象工事**が負担割合(1割~3割)に応じてできます。

支給のポイント

その2

20万円の枠内であれば、**何度かに分けて**制度を利用する事も可能です。

何度かに分けた活用例



支給の特例について

再度 **20万円**

要介護度が3段階上がった場合、**転居された**場合に、使用した分が**リセット**され、再度20万円分の住宅改修ができる場合があります。

初めて住宅改修をした時の要介護度

| | | |
|---------------|---|-------------|
| 要支援 1 | → | リセットとなる要介護度 |
| 要支援 2 / 要介護 1 | → | 要介護 3~5 |
| 要介護 2 | → | 要介護 4~5 |
| 要介護 3~5 | → | 要介護 5 |
| | → | リセットなし |

初めての住宅改修メリット

支給の併用について

※各市町村が認めた工事に限り、助成額は世帯主の方の収入によって異なります。

住宅改修制度 + 住宅助成事業 = **初回のみ 最大 100万円**

初めての住宅改修をされる場合、**住宅助成事業を併用する事**で**対象支給金額**を最大100万円/世帯まで枠を増やす事が可能です。



初めての住宅改修をするときにのみ“併用して”申請ができます!

2回目以降の住宅改修には、**原則ご利用できません!**
大きな工事をご検討される場合、ぜひ、初めての住宅改修でご活用ください!

住宅改修のポイント

介護保険を活用できる主な対象工事についてご紹介いたします。



POINT.01

手すりの取付



廊下・トイレ・浴室・玄関等にて転倒予防、移動または移乗等に必要目的として設置できます。2段式・縦付け・横付け等、みなさまの身体状況や動作に応じて適切な位置に設置します。

POINT.02

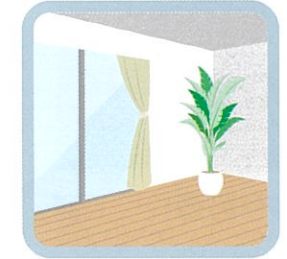
段差の解消



居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等、玄関から道路までの段差解消に。敷居の調整、式台設置、スロープ設置、浴室・トイレの床のバリアフリー化や深く入りにくい浴槽から浅い浴槽への交換工事等も想定されます。

POINT.03

床材の変更※



畳敷きからフローリングやクッションフロア等への変更、浴室・トイレを滑りにくいタイルや床材へ変更。屋外では滑りにくい、移動しやすい舗装材への変更等が想定されます。

※滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

POINT.04

引き戸等へ扉の取替



開き戸を開閉・移動しやすい引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等に変更する工事です。既存の扉はそのままにドアノブをレバーハンドルへ、開き戸の吊元を反転する事で移動しやすくなる場合もあります。

POINT.05

洋式便器等へ便器取替



和式便器から洋式便器へ取替する工事等。既存の和式便器を撤去して新しい洋式便器への取替や和式便器を撤去せず、洋式便器へそのまま変更可能な場合もあります。

POINT.06

POINT.01~05の住宅改修に必要な付帯工事も対象です!



手すりの取付の際に、必要となる“壁の地下補強工事”やトイレ・浴室の床工事に伴う“給排水工事”等が想定されます。